

# 令和6年能登半島地震 に関するQ & A

(労働基準法第33条第1項等関係)

(令和6年3月25日最終更新)

厚生労働省労働基準局

## 凡例

令和6年能登半島地震 ⇒ 能登半島地震  
労働基準法（昭和22年法律第49号） ⇒ 労基法  
労働基準法第36条第1項の  
時間外労働・休日労働に関する協定 ⇒ 36協定  
労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号） ⇒ 労基則

（労基法第33条第1項について）

労働者に時間外労働・休日労働をさせる場合には、原則として、36協定を締結し、労働基準監督署に届け出ることが必要ですが、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合には、36協定を締結することなく、労基法第33条第1項により、法定労働時間を延長して、又は法定の休日に働かせることができます。この場合も、時間外労働・休日労働や深夜労働の割増賃金を支払う必要があります。

労基法第33条第1項に基づき時間外や休日に労働者に労働させる場合、労働基準監督署長の許可が必要ですが、事態急迫のため許可を受ける暇がない場合は、事後に遅滞なく届け出なければなりません。

許可の対象となるかは許可基準（令和元年6月7日付け基発0607第1号）に基づき、個別具体的に判断されます。

許可申請や届出の手続等をはじめ、ご不明な点がある場合は、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

（参照条文）

労基法（抄）

（災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等）

第三十三条 災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において第三十二条から前条まで若しくは第四十条の労働時間を延長し、又は第三十五条の休日に労働させることができる。ただし、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならない。

②、③ （略）

## ＜目 次＞

番号	質問内容	頁
1	<p>測量技術者・建設コンサルタントを抱える事業者ですが、復旧に先立って、能登半島地震の被害状況を詳しく調査するための測量や復旧に向けた設計を行います。</p> <p>こうした場合は労基法第 33 条第 1 項の対象となりますか。</p>	5
2	<p>建設事業者ですが、能登半島地震による被害からの復旧のため、倒壊した建物の解体作業や、道路上から瓦礫を撤去する作業にはじまり、損壊した建物の修繕工事を行います。</p> <p>こうした場合は労基法第 33 条第 1 項の対象となりますか。</p>	5
3	<p>能登半島地震の被災地外の建設事業者ですが、自治体等からの要請を受けて被災地内での災害復旧工事の応援に行きます。</p> <p>こうした場合は労基法第 33 条第 1 項の対象となりますか。</p>	6
3-2	<p>能登半島地震による被害からの復旧工事が始まってきましたが、4月1日からは建設業にも時間外労働の上限規制の適用が始まります。</p> <p>復旧・復興の事業の各段階において、労基法第 33 条第 1 項と、労基法第 139 条第 1 項は、具体的にはどういった使い分けになるのでしょうか。</p>	6
3-3	<p>建設業の事業者です。4月以降に能登半島地震の災害復旧・復興工事を請け負う予定であり、それに合わせて、「災害時における復旧及び復興の事業」に関する 36 協定を締結したいと思っています。どういったことに注意すればよいのでしょうか。</p>	9
4	<p>能登半島地震の被災地外のトラック運送事業者ですが、国や自治体等からの要請を受けて避難所避難者のための支援物資を被災地まで直接届けます。</p> <p>こうした場合は労基法第 33 条第 1 項の対象となりますか。</p> <p>また、他社と連携し中継輸送によって被災地への支援物資を輸送するため、被災地外の地域で荷下ろしを行う場合はどうでしょうか。</p>	10
5	<p>トラック運送事業者ですが、能登半島地震の影響で渋滞が多く、迂回路を通らざるをえなくなりました。</p> <p>被災地への支援物資の輸送というわけではなく、あくまでも通常業務なのですが、平時よりも輸送に時間がかかってしまいます。</p> <p>こうした場合も労基法第 33 条第 1 項の対象となりますか。</p>	10

6	<p>能登半島地震の被災地内の医療機関ですが、能登半島地震で負傷された方などの救護等に当たっており、平時をはるかに上回る数の方が搬送などされてきています。</p> <p>こうした場合は労基法第33条第1項の対象となりますか。</p>	11
7	<p>能登半島地震の被災地外に所在する医療機関ですが、被災地内の医療機関では受け入れきれない負傷者を、自治体や被災地内の医療機関等からの要請により受け入れています。</p> <p>こうした場合は労基法第33条第1項の対象となりますか。</p> <p>また、被災地内の医療機関からの要請により、地震による負傷者ではなく、当該医療機関の元々の入院患者の転院を受け入れる場合はどうでしょうか。</p>	11
8	<p>能登半島地震の被災地内の飲食店ですが、能登半島地震の影響で他の飲食店があまり営業していない中で、自治体や避難所支援の民間団体等から、避難所避難者を含む被災者やその支援者、復旧作業に従事する方のために大量の弁当の発注等があり、平時よりも業務量が増加しています。</p> <p>こうした場合は労基法第33条第1項の対象となりますか。</p> <p>また、飲食店の営業以外の、被災者等の生活を支える他の分野において、同じように要請を受けて、平時よりも業務量が増加した場合はどうでしょうか。</p> <p>対象となる場合、割増賃金の支払いは必要でしょうか。</p>	12
9	<p>復旧に向けて、復旧工事関係だけでなく、運送関係や、医療関係、飲食関係など、様々な分野で多くの方がご尽力されていますが、こうした方々が働き過ぎで身体を壊してしまわないか心配です。復旧に向けて、こうした方々が健康を害さないようにするためには、どういった対策があるのでしょうか。</p>	13

## < Q & A >

1	<p>(Q) 測量技術者・建設コンサルタントを抱える事業者ですが、復旧に先立って、能登半島地震の被害状況を詳しく調査するための測量や復旧に向けた設計を行います。 こうした場合は労基法第 33 条第 1 項の対象となりますか。</p> <hr/> <p>(A) 労基法第 33 条第 1 項の対象となるかは、被災状況、被災地域の事業者の対応状況、労働の緊急性・必要性等を勘案して個別具体的に判断されます。 一方で、能登半島地震の被害は相当程度のものであり、能登半島地震からの早期の復旧のための測量調査や設計は、一般に人命・公益の保護の観点から急務であると考えられます。 そのため、これによって既に締結していた 36 協定で協定された限度時間を超えて労働させるなどの臨時の必要が生じた場合には、労基法第 33 条第 1 項の許可基準を満たすことから、その必要の限度において同項の対象となるものと考えられます。</p>
2	<p>(Q) 建設事業者ですが、能登半島地震による被害からの復旧のため、倒壊した建物の解体作業や、道路上から瓦礫を撤去する作業にはじまり、損壊した建物の修繕工事を行います。 こうした場合は労基法第 33 条第 1 項の対象となりますか。</p> <hr/> <p>(A) 労基法第 33 条第 1 項の対象となるかは、被災状況、被災地域の事業者の対応状況、労働の緊急性・必要性等を勘案して個別具体的に判断されます。 一方で、能登半島地震の被害は相当程度のものであり、能登半島地震からの早期の復旧のために行われる解体作業や瓦礫の撤去作業、建物の修繕工事は、一般に人命・公益の保護の観点から急務であると考えられます。 そのため、これによって既に締結していた 36 協定で協定された限度時間を超えて労働させるなどの臨時の必要が生じた場合には、労基法第 33 条第 1 項の許可基準を満たすことから、その必要の限度において同項の対象となるものと考えられます。</p>

3	<p>(Q) 能登半島地震の被災地外の建設事業者ですが、自治体等からの要請を受けて被災地内での災害復旧工事の応援に行きます。        こうした場合は労基法第 33 条第 1 項の対象となりますか。</p> <hr/> <p>(A) 労基法第 33 条第 1 項の対象となるかは、被災状況、被災地域の事業者の対応状況、労働の緊急性・必要性等を勘案して個別具体的に判断されます。        一方で、能登半島地震の被害は相当程度のものであり、自治体等からの要請に応じて、能登半島地震の被災地外の建設事業者が被災地に復旧工事の応援に向かう場合、こうした応援は、一般に人命・公益の保護の観点から急務であると考えられます。        そのため、これによって既に締結していた 36 協定で協定された限度時間を超えて労働させるなどの臨時の必要が生じた場合には、労基法第 33 条第 1 項の許可基準を満たすことから、その必要の限度において同項の対象となるものと考えられます。</p>
3-2	<p>(Q) 能登半島地震による被害からの復旧工事が始まってきましたが、4 月 1 日からは建設業にも時間外労働の上限規制の適用が始まります。        復旧・復興の事業の各段階において、労基法第 33 条第 1 項と、労基法第 139 条第 1 項は、具体的にはどういった使い分けになるのでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) まず、労基法第 33 条第 1 項と、労基法第 139 条第 1 項は、いずれも時間外労働の上限規制の例外に関する規定ですが、適用に当たっての要件や、時間外労働の上限規制の取扱いなどに、本回答末尾（参考）のような違いがあります。        なお、いずれの例外規定によって時間外・休日労働を行わせる場合においても、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時間外・休日労働に対する割増賃金の支払いや、</li> <li>・ 時間外・休日労働が 80 時間を超える等した労働者に対する面接指導等を実施する必要があります。</li> </ul> <p>(労基法第 33 条第 1 項について)</p> <p>労基法第 33 条第 1 項は、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要があると認められる場合において対象となることから、災害の復旧・復興工事の段階によって適用可否が異なると考えられます。        まず、災害復旧工事のうち、例えば、自治体等からの要請によって緊急的に機能回復を図るために実施される、瓦礫撤去や、応急的な補強、破損した施設の代替施設や仮設住宅の設置（工事に先立って行われる測量調査や設計も含む）などの工事は、一般に人命や公益の確保の観点から急</p>

務であると考えられます。

そのため、これによって既に締結された 36 協定で協定された限度時間を超えて労働させるなどの臨時の必要がある場合には、労基法第 33 条第 1 項の許可基準を満たすことから、その必要の限度において労基法第 33 条第 1 項の対象となります。

一方、緊急的な機能回復がある程度完了した段階で発注される、被災した施設を原形に復旧する工事や復旧の一環として再度の災害を防止するなどの工事であって、人命や公益の確保の観点から急務でないものは、労基法第 33 条第 1 項の対象とはなりません。

また、復興事業段階の工事は、通常は臨時の必要性が認められるものとは考えられないことから、労基法第 33 条第 1 項の対象とはなりません。

(労基法第 139 条第 1 項について)

労基法第 139 条第 1 項は、建設事業者に適用される、災害時における時間外労働の上限規制の特例を定めたものであり、36 協定に定めをすることによって、災害の復旧・復興の事業に従事する場合には、時間外労働の上限規制のうち、

- ・ 1 か月の時間外・休日労働を 100 時間未満とする規制
  - ・ 2～6 か月を平均して時間外・休日労働を 80 時間以内とする規制
- が適用されなくなります。

ただし、特別条項の適用を年 6 回までとする規制、36 協定における年間の時間外労働を 720 時間までとする規制は引き続き適用されます。

労基法第 139 条第 1 項は、災害の復旧・復興工事に従事する場合には、その段階を問わず、同項の対象とすることができます。

なお、労基法第 139 条第 1 項に関する 36 協定について、詳細は Q 3-3 をご覧ください。

(参考)

	労基法第 33 条第 1 項	労基法第 139 条第 1 項
対象	災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合 (建設の事業に限らない)	災害時における復旧及び復興の事業 (建設の事業に限る)
手続	事前の許可又は事後の届出	36 協定の締結・届出
効果	36 協定で定める延長時間とは別に、時間外・休日労働を行わせることができる	36 協定で定める範囲内で時間外・休日労働を行わせることができる (災害時における復旧及び復興の事業に限り、1 か月 100 時間以上の特別延長時間を定めることができる)
上限規制の取扱い	いずれも適用されない	以下は適用されない 時間外・休日労働の合計を ・ 1 か月 100 時間未満とする上限 ・ 複数月平均 80 時間以内とする上限  以下は適用される ・ 時間外労働を年 720 時間以内とする上限 ・ 時間外労働が 1 か月 45 時間を超える回数が年 6 回までとする上限



3-3

(Q) 建設業の事業者です。4月以降に能登半島地震の災害復旧・復興工事を請け負う予定であり、それに合わせて、「災害時における復旧及び復興の事業」に関する36協定を締結したいと思っています。こういったことに注意すればよいのでしょうか。

(A) 建設業において、労基法第139条第1項の「災害時における復旧及び復興の事業」に関する規定を適用するに当たっては、当該事業に関する内容を含む36協定を締結し、専用の様式であらかじめ労働基準監督署に届け出る必要があります。

具体的には、

- ・ 労基則様式第9号の3の2

(月45時間超の時間外労働などが見込まれず、災害時の復旧・復興の対応が見込まれる場合)

又は

- ・ 労基則様式第9号の3の3

(月45時間超の時間外労働などが見込まれ、36協定に特別条項を設ける必要があります、災害時の復旧・復興の対応が見込まれる場合)

による36協定の締結・届出をあらかじめ行っている必要があります(※)。

こうした様式を用いた、建設業における災害時の復旧・復興の対応に関する36協定の締結に当たっての注意事項や記載例については、パンフレット「建設業 時間外労働の上限規制 わかりやすい解説」の7～8ページなどで解説している(以下のURL参照)ので、そちらも参考にしてください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001116624.pdf>

(※) 建設業における通常の36協定届出様式である労基則様式第9号又は9号の2は、災害時の復旧・復興の対応が見込まれない場合の様式であり、これらの様式による36協定の締結・届出のみを行っている場合には、労基法第139条第1項の「災害時における復旧及び復興の事業」に関する規定を適用することができません。

4	<p>(Q) 能登半島地震の被災地外のトラック運送事業者ですが、国や自治体等からの要請を受けて避難所避難者のための支援物資を被災地まで直接届けます。</p> <p>こうした場合は労基法第 33 条第 1 項の対象となりますか。</p> <p>また、他社と連携し中継輸送によって被災地への支援物資を輸送するため、被災地外の地域で荷下ろしを行う場合はどうでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) 労基法第 33 条第 1 項の対象となるかは、被災状況、被災地域の事業者の対応状況、労働の緊急性・必要性等を勘案して個別具体的に判断されます。</p> <p>一方で、能登半島地震の被害は相当程度のものであり、国や自治体等からの要請に応じて避難所避難者のための支援物資の輸送を行う業務は、一般に人命・公益の保護の観点から急務であると考えられます。</p> <p>そのため、これによって既に締結していた 36 協定で協定された限度時間を超えて労働させるなどの臨時的の必要が生じた場合には、労基法第 33 条第 1 項の許可基準を満たすことから、その必要の限度において同項の対象となるものと考えられます。</p> <p>また、中継輸送によってこうした輸送を行う場合も同様です。</p>
5	<p>(Q) トラック運送事業者ですが、能登半島地震の影響で渋滞が多く、迂回路を通らざるをえなくなりました。</p> <p>被災地への支援物資の輸送というわけではなく、あくまでも通常業務なのですが、平時よりも輸送に時間がかかってしまいます。</p> <p>こうした場合も労基法第 33 条第 1 項の対象となりますか。</p> <hr/> <p>(A) 労基法第 33 条第 1 項は、災害、緊急、不可抗力その他客観的に避けることのできない場合の規定ですので、厳格に運用すべきものであり、通常業務への支障など単なる経営上の必要である限り、労基法第 33 条第 1 項の対象とすることは認められません。</p>

<p>6</p>	<p>(Q) 能登半島地震の被災地内の医療機関ですが、能登半島地震で負傷された方などの救護等に当たっており、平時をはるかに上回る数の方が搬送などされてきています。        こうした場合は労基法第 33 条第 1 項の対象となりますか。</p> <hr/> <p>(A) 労基法第 33 条第 1 項の対象となるかは、被災状況、被災地域の事業者の対応状況、労働の緊急性・必要性等を勘案して個別具体的に判断されます。        一方で、能登半島地震の被害は相当程度のものであり、能登半島地震で負傷された方の救護等は、一般に人命・公益の保護の観点から急務であると考えられます。        そのため、能登半島地震の影響で負傷者等が多数医療機関に搬送などされ、その医療機関で対応が必要な方が平時をはるかに上回る数となり、既に締結していた 36 協定で協定された限度時間を超えて労働させるなどの臨時の必要が生じた場合には、労基法第 33 条第 1 項の許可基準を満たすことから、その必要の限度において同項の対象となるものと考えられます。</p>
<p>7</p>	<p>(Q) 能登半島地震の被災地外に所在する医療機関ですが、被災地内の医療機関では受け入れきれない負傷者を、自治体や被災地内の医療機関等からの要請により受け入れています。        こうした場合は労基法第 33 条第 1 項の対象となりますか。        また、被災地内の医療機関からの要請により、地震による負傷者ではなく、当該医療機関の元々の入院患者の転院を受け入れる場合はどうでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) 労基法第 33 条第 1 項の対象となるかは、被災状況、被災地域の事業者の対応状況、労働の緊急性・必要性等を勘案して個別具体的に判断されます。        一方で、能登半島地震の被害は相当程度のものであり、被災地外の医療機関であっても、自治体や被災地内の医療機関等からの要請により、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 能登半島地震で負傷された方を受け入れる</li> <li>・ 被災地内の医療機関で地震による負傷者の救護を行うために、負傷者でない入院患者の転院を受け入れる</li> </ul> <p>ことは、一般に人命・公益の保護の観点から急務であると考えられます。        そのため、こうした受け入れを行うことで、既に締結していた 36 協定で協定された限度時間を超えて労働させるなどの臨時の必要が生じた場合には、労基法第 33 条第 1 項の許可基準を満たすことから、その必要の限度において同項の対象となるものと考えられます。</p>

8

(Q) 能登半島地震の被災地内の飲食店ですが、能登半島地震の影響で他の飲食店があまり営業していない中で、自治体や避難所支援の民間団体等から、避難所避難者を含む被災者やその支援者、復旧作業に従事する方のために大量の弁当の発注等があり、平時よりも業務量が増加しています。

こうした場合は労基法第 33 条第 1 項の対象となりますか。

また、飲食店の営業以外の、被災者等の生活を支える他の分野において、同じように要請を受けて、平時よりも業務量が増加した場合はどうでしょうか。

対象となる場合、割増賃金の支払いは必要でしょうか。

(A) 労基法第 33 条第 1 項の対象となるかは、被災状況、被災地域の事業者の対応状況、労働の緊急性・必要性等を勘案して個別具体的に判断されます。

一方で、能登半島地震の被害は相当程度のものであり、自治体や民間団体等からの協力要請に応じて、例えば、

- ・ 避難所避難者を含む被災者やその支援者
- ・ 電気、ガス、水道等のライフラインや安全な道路交通の早期復旧作業に従事する方
- ・ 瓦礫の撤去や建物の解体などといった復旧作業に従事する方

などの食事を確保するために、飲食店の営業や弁当の製造・販売を行うことは、一般に人命・公益の観点から急務であると考えられます。

そのため、これによって平時よりも業務量が増加し、既に締結していた 36 協定で協定された限度時間を超えて労働させるなどの臨時の必要が生じた場合には、労基法第 33 条第 1 項の許可基準を満たすことから、その必要の限度において同項の対象となるものと考えられます。

また、このことについては、食事の確保における飲食店の営業等のみならず、上記のような方々の生活を支える他の分野における協力要請に応じて行う業務についても同様です。

なお、この場合も、時間外労働・休日労働や深夜労働の割増賃金を支払う必要があります。

9

(Q) 復旧に向けて、復旧工事関係だけでなく、運送関係や、医療関係、飲食関係など、様々な分野で多くの方がご尽力されていますが、こうした方々が働き過ぎで身体を壊してしまわないか心配です。復旧に向けて、こうした方々が健康を害さないようにするためには、こういった対策があるのでしょうか。

(A) 労基法第 33 条第 1 項によって、時間外・休日労働を行う場合であっても、1 か月間で 80 時間を超える時間外・休日労働を行わせたことにより疲労の蓄積が認められる労働者に対しては、当該労働者から申出があれば、事業者は、労働安全衛生法第 66 条の 8 第 1 項に基づく医師による面接指導等を行う必要があります (※)。

早期の復旧は、一般に人命・公益の保護の観点から急務であるものですが、復旧に向けて働いている方々が長時間労働で健康を害することがないように、当該面接指導の結果についての医師の意見を踏まえて適切な措置を講ずるなど、事業者の皆さまにおかれては、十分なお配慮をお願いいたします。

なお、労基法第 33 条第 1 項によって時間外・休日労働を行う場合にも、時間外労働・休日労働や深夜労働の割増賃金を支払う必要があります。

(※) 面接指導について、詳細はこちらのパンフレットをご覧ください。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001186387.pdf>)

また、ご相談先は以下になります。

(事業者の方向け：面接指導の実施などに関するご相談)

・石川県 地域産業保健センター 一覧

(<https://www.ishikawas.johas.go.jp/about/chiiki.html>)

※ 中能登地域産業保健センター、奥能登地域産業保健センターは業務を停止している(再開時期未定)ため、石川産業保健総合支援センター(電話：076-265-3888)までご連絡ください。

・富山県 地域産業保健センター 一覧

(<https://www.toyamas.johas.go.jp/madoguchi/index.php>)

・新潟県 地域産業保健センター 一覧

(<https://www.niigatas.johas.go.jp/soudan/local>)

・福井県 地域産業保健センター 一覧

(<https://www.fukuis.johas.go.jp/area.php>)

(事業者、被災者及びその家族などの方向け：

メンタルヘルス及び健康不安に関するご相談)

自然災害又は大規模な事故等による災害被災者のための心と健康の  
相談ダイヤル

フリーダイヤル 0120-200-826

[https://www.johas.go.jp/Portals/0/sodan\\_freedaiyaru\\_0104.pdf](https://www.johas.go.jp/Portals/0/sodan_freedaiyaru_0104.pdf)